局 本 庁 地域機関 施 設

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程(昭和53年新潟県病院局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

(定義)

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 事業所の長 局本庁にあつては病院事業管理 者、病院(看護専門学校を含む。以下「病院」と いう。)にあつては病院長をいう。

(安全衛生管理者)

- 第6条 局本庁及び病院に安全衛生管理者を置く。
- 2 安全衛生管理者には、局本庁にあつては病院局総 務課長の職にある者を、病院にあつては病院長の職 にある者をもつて充てる。
- 3 安全衛生管理者は、衛生管理者又は衛生推進者を 指揮し、局本庁及び病院における次の業務を管理す るとともに、安全衛生総括管理者の指示する業務を 管理しなければならない。

(1)~(5) (略)

(設置)

第10条 病院に法第13条の規定による産業医を置く。

(選任)

第11条 産業医は、病院長が法第13条第2項に規定する要件を備えている者のうちから選任し、又は委嘱する。

(職務)

第12条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、病院長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導若しくは助言するこ

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

TF.

- (1) (略)
- (2) 事業所の長 局本庁にあつては病院事業管理者、病院(看護専門学校を含む。以下「病院」という。)にあつては病院長、六日町・小出病院事業清算事務所にあつては所長をいう。

(安全衛生管理者)

- 第6条 局本庁<u>、病院</u>及び<u>六日町・小出病院事業清算</u> 事務所に安全衛生管理者を置く。
- 2 安全衛生管理者には、局本庁にあつては病院局総務課長の職にある者を、病院にあつては病院長の職にある者を、六日町・小出病院事業清算事務所にあっては所長の職にある者をもつて充てる。
- 3 安全衛生管理者は、衛生管理者又は衛生推進者を 指揮し、局本庁、病院及び六日町・小出病院事業清 <u>算事務所</u>における次の業務を管理するとともに、安 全衛生総括管理者の指示する業務を管理しなければ ならない。

(1)~(5) (略)

(設置)

第10条 病院<u>及び六日町・小出病院事業清算事務所</u>に 法第13条の規定による産業医を置く。

(選任)

第11条 産業医は、病院長<u>又は所長</u>が法第13条第2項 に規定する要件を備えている者のうちから選任し、 又は委嘱する。

(職務)

第12条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、病院長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導若しくは助言するこ

とができる。

 $(1) \sim (7)$ (略)

2 産業医は、少なくとも毎月1回以上病院内を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、病院長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(報告)

第21条 (略)

とができる。

(1) \sim (7) (略)

2 産業医は、少なくとも毎月1回以上病院内<u>又は六日町・小出病院事業清算事務所内</u>を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、病院長<u>又は所長</u>に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(報告)

第21条 (略)

2 所長は、産業医を選任したときは、別に定める報告書を安全衛生総括管理者に提出しなければならない。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。